

① 調停

調停の申請手数料は調停を求める事項の価額によって決まります。例えば、損害賠償を求める場合は、その額が求める事項の価額になります。

この手数料は、納付書による金融機関での収納となります。

その申請手数料は下表のとおりです。

なお、価額の算定が不可能な場合、例えば騒音、振動の差止めなどの調停を求める場合には、価格を500万円として算定します。したがってこの場合必要な手数料は3,800円です。

公害調停申請手数料

調停を求める 事項の価額	手数料	調停を求める 事項の価額	手数料
50万円	1,000円	900万円	6,600円
100万円	1,000円	1,000万円	7,300円
200万円	1,700円	2,000万円	13,300円
300万円	2,400円	3,000万円	19,300円
400万円	3,100円	4,000万円	25,300円
500万円	3,800円	5,000万円	31,300円
600万円	4,500円	6,000万円	37,300円
700万円	5,200円	7,000万円	43,300円
800万円	5,900円	8,000万円	49,300円

(算定方式)

なお、上記の手数は、調停を求める事項の価額に応じて次に定めるところにより算出して得た額となります。

I) 調停を求める事項の価額が100万円まで……………1,000円

II) 調停を求める事項の価額が100万円を超え

1,000万円までの部分……………その価額1万円までごとに7円

III) 調停を求める事項の価額が1,000万円を超え

1億円までの部分……………その価額1万円までごとに6円

IV) 調停を求める事項の価額が1億円を超える部分…その価額1万円までごとに5円

② あっせん

あっせんの申請手数料は無料です。

③ 仲裁

仲裁の申請手数料の定め方は、調停の場合と同様ですが、その額は異なります。詳細は、大阪府公害審査会事務局へお問い合わせください。